

市高齢者などの見守りに関する協定の協力事業者を募集しています

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎(95)9888

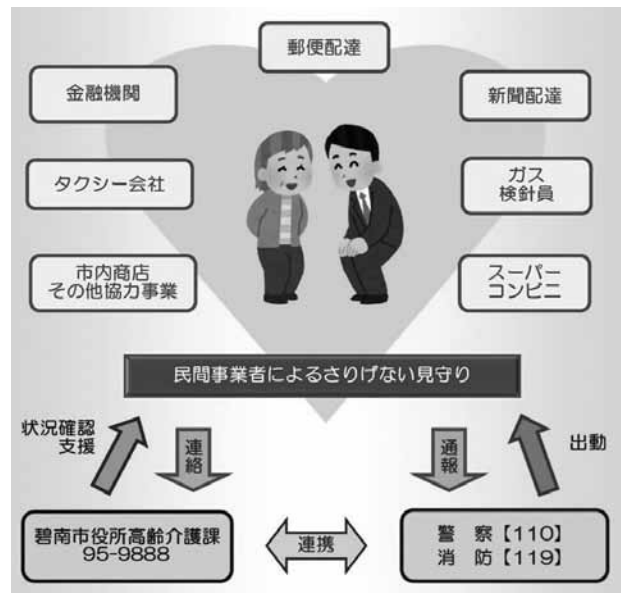
【高齢者見守りネットワークイメージ】

市では高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者等見守りネットワークを推進しています。この一環として、これまでに53の民間事業者や団体と高齢者などの見守りに関する協定を締結しました。

協定では、協力事業者が日常業務のなかで、高齢者などの様子に異変を感じた際は、市役所などへの通報をお願いしています。この協定を通じて、さらなる高齢者への迅速な支援や安否確認につなげていきます。

さらなる見守り体制の推進のため、ご協力いただける事業者を募集しています。費用はかかりません。高齢者などが安心安全に住み慣れた地域で、長く過ごすことができるようご協力をお願いします。

興味のある事業者は、高齢介護課高齢福祉係までご連絡をお願いします。



国民健康保険からのお知らせ

年に一度は特定健診を受けましょう

問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

特定健診Q&A

40歳以上の人を対象とした特定健診を行っています。特定健診は高血圧や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を早期発見できる良い機会です。生活習慣病にかかると治療には多くの時間と費用がかかり、放っておくと心臓病や脳卒中などの病気につながることもあります。

生活習慣病を予防するには日ごろからの健康管理が重要です。健康に自信がある人も、忙しくて時間が取れないという人も、年に一度は特定健診を受けましょう。

市国保加入者でまだ受けてない人は、5月末ごろに郵送した受診券と保険証を持参し、市内の健診実施医療機関にて無料で受診できます。受診券をなくした人は**保健センター**（☎(48)3751）へお問い合わせください。

とき 11月29日(金)まで

ところ 指定医療機関（広報へきなん 5月15日号7ページまたは保健センターホームページ参照）

対象 40歳以上の市国民健康保険加入者

※国保資格喪失後の受診はできません。

Q 健診はいつでもできるのですか。

A 健診はいつでもできますが、特定健診以外で受診する場合は基本的に健康保険が適用されないため、高額な費用がかかってしまう場合があります。特定健診は、受診後のケアも充実しています。

Q 現在、通院中であれば健診は必要ないのですか。

A 治療中の病気以外の異常が見つかる場合もありますので、受診をおすすめしますが、主治医と十分に相談し、健診を受けるかどうか検討してください。

Q 年の途中に市国保に加入した場合はどうなるのですか。

A 9月末までに加入した人は、保健センターから特定健診の案内を郵送します。今年度、特定健診を受診していない人は、是非ご利用ください。10月以降に加入した人は、保健センターで実施する生活習慣病予防健診（有料）をご利用できます（広報へきなん 毎月15日号参照）。